

平和安全法制への対案①（自衛隊法等）

【合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の改正】

<立法の背景・趣旨>

平和安全法制整備法により、自衛隊法等について、防衛出動の要件を見直し、存立危機事態に関する改正が行われた。しかし、存立危機事態の要件があいまいなため、自衛権の行使に歯止めがかかっていないという問題がある。

→ 存立危機事態に代えて、具体的かつ外形的な防衛出動の要件を定める合衆国軍隊等防護事態を設けるなど所要の改正を行う必要がある。

- ① 自衛隊の防衛出動の要件について、あいまいな「存立危機事態」に代えて、具体的かつ外形的な「合衆国軍隊等防護事態」を規定する。
- ② 事態対処法について、合衆国軍隊等防護事態への対処に関する基本理念、対処基本方針の国会承認等に関する規定を整備する。
- ③ 国民保護法について、合衆国軍隊等防護事態武力攻撃からの国民の生命等の保護のための措置を追加する。

現 行

改 正 案

存立危機事態…我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

合衆国軍隊等防護事態…条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態

【事態対処法】

- ・ 存立危機事態への対処に関する基本理念

【事態対処法】

- ・ 合衆国軍隊等防護事態への対処に関する基本理念
- ・ 防衛出動時の国会承認の場合の国会への情報提供

【国民保護法】

存立危機事態においては適用なし

【国民保護法】

合衆国軍隊等防護事態武力攻撃からの国民の生命等の保護のための措置を追加

米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法、捕虜取扱い法において関連する法改正